○外務省令第十一号

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十三号）第十九条第二項の規定に基づき、研修員手当の号の適用に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年十月二十九日

外務大臣　茂木　敏充

研修員手当の号の適用に関する規則の一部を改正する省令

研修員手当の号の適用に関する規則（昭和四十四年外務省令第八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後

別表（第一条関係）

一　大使館

区分＼号別月額		［略］	8号	9号	10号	11号	［略］	19号	20号	［略］	22号	23号	［略］
			円	円	円	円		円	円		円	円	
			606,700	584,700	562,700	540,700		364,700	342,700		298,700	276,700	
国地の別	アジア							ネパール	インド		中華人民共和国	カンボジア	
								ミャンマー				スリランカ	
	大洋州							ソロモン			サモア		
								マーシャル			パラオ		
											ミクロネシア		
	北米											アメリカ合衆国	
	中南米					ベネズエラ		ニカラグア	グアテマラ		エクアドル	コスタリカ	
												ジャマイカ	
												トリニダード・トバゴ	
												パラグアイ	
												ペルー	
	欧州								アイスランド		ノルウェー	アルバニア	
												アルメニア	
												ウクライナ	
												ウズベキスタン	
												オーストリア	
												キルギス	
												ジョージア	
												デンマーク	
												モルドバ	
												ロシア	
	中東								イラン		イスラエル	オマーン	
									レバノン		クウェート	ヨルダン	
	アフリカ				南スーダン			ウガンダ			エジプト	南アフリカ共和国	
								ケニア			ザンビア		

※　在外公館名称位置給与法第十条により、在勤基本手当の月額が基準額の100分の75から100分の125の範囲内で政令で定められる額であるところ、研修員手当についても100分の75から100分の125の範囲内の変動を勘案した号の設定が必要となる。

改正前

別表（第一条関係）

一　大使館

区分＼号別月額		［同上］	8号	9号	10号	11号	［同上］	19号	20号	［同上］	22号	23号	［同上］
			円	円	円	円		円	円		円	円	
			606,700	584,700	562,700	540,700		364,700	342,700		298,700	276,700	
国地の別	アジア							ネパール	インド		中華人民共和国	カンボジア	
								ミャンマー				スリランカ	
	大洋州							ソロモン			サモア		
								マーシャル			パラオ		
											ミクロネシア		
	北米											アメリカ合衆国	
	中南米			ベネズエラ				ニカラグア	グアテマラ		エクアドル	コスタリカ	
											ペルー	ジャマイカ	
												トリニダード・トバゴ	
												パラグアイ	
	欧州								アイスランド		ノルウェー	アルバニア	
												アルメニア	
												ウクライナ	
												ウズベキスタン	
												オーストリア	
												キルギス	
												ジョージア	
												デンマーク	
												モルドバ	
												ロシア	
	中東							イラン	レバノン		イスラエル	オマーン	
											クウェート	ヨルダン	
	アフリカ		南スーダン					ウガンダ			エジプト	南アフリカ共和国	
								ケニア			ザンビア		

※　在外公館名称位置給与法第十条により、在勤基本手当の月額が基準額の100分の75から100分の125の範囲内で政令で定められる額であるところ、研修員手当についても100分の75から100分の125の範囲内の変動を勘案した号の設定が必要となる。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この省令は、令和三年十一月一日から施行する。